

対面授業に出席できない学生について

学生の分類	出席の扱い	学生がすべき対応
1. 重症化しやすい学生であることを学生支援室(保健室)に申告していて、対面による授業に出席することを控えたいと考えている学生。	「欠席」扱いにしない 恒久的に対応が必要なため、欠席扱いしない。	①羽島教務課又は岐阜教務課に連絡する。その際、対象となる対面授業の曜日・時限・科目名を申告する。 ②学生支援室(保健室)に取り次ぐので、基礎疾患等があることを申告する。学生支援室(保健室)から求められた場合、基礎疾患を証明する書類を提出する。 ③学生支援室(保健室)から連絡があるので、授業担当教員に自分で連絡し、補講等の代替措置の指示を受ける。 ④補講等を受けなかった場合は欠席扱いとなる。 ※対面による授業でないと評価出来ないと教員が判断する場合、履修登録取消制度により授業取り消し、翌年度以降に受講する。
2. 重症化しやすい同居家族がいるため、対面による授業に出席することを保護者から控えるように言われている学生	「欠席」扱いにしない 学生の家族による申告であることと、恒久的に対応が必要なため、欠席扱いしない。	①羽島教務課又は岐阜教務課に連絡する。その際、対象となる対面授業の曜日・時限・科目名を申告する。 ②後日書面での文書提出を求めらるので、記入して郵送する。 ③教務課から連絡があるので、授業担当教員に自分で連絡し、補講等の代替措置の指示を受ける。 ④補講等を受けなかった場合は欠席扱いとなる。 ※対面による授業でないと評価出来ないと教員が判断する場合、履修登録取消制度により授業取り消し、翌年度以降に受講する。
3. 当日厚生労働省が掲げる症状(発熱や呼吸器症状、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難))があり、出席を控えたいと判断した学生又は、通学・登校に不安を感じている学生	「欠席」とするが、診断書は必須としない。(病院に行き診察を受けることを拒否するものではない) 学生個人からの一次的な対応についての申告となるため、欠席扱いとする。(恒久的な対応ではない)	①羽島教務課又は岐阜教務課に連絡する。その際、対象となる対面授業の曜日・時限・科目名を申告する。 ②授業担当教員に自分で欠席と欠席理由を申告し、補講等の代替措置の指示を受ける。 ③補講等を受けた場合は欠席扱いにならない。 ※対面による授業に一定回数以上出席できない場合評価出来ないと担当教員が判断した科目については、翌年度以降に受講する。
4. 新型コロナウイルスに感染したことが判明した学生、又は新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者となった学生	学校感染症第1種罹患患者、若しくは学校感染症第1種罹患者の可能性があるため「出席停止」とする。 従来の「公欠」と同様である。	①学生支援室(保健室)に連絡する。 ②羽島教務課又は岐阜教務課から授業に関する連絡を受ける。 ③授業担当教員に自分で連絡し、補講等の代替措置の指示を受ける。 ④補講等を受けた場合は欠席扱いにならない。 ※対面による授業に一定回数以上出席できない場合評価出来ないと担当教員が判断した科目については、翌年度以降に受講する。

重症化しやすい方：高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

発熱：一般に、37.5度以上の場合、発熱とみなします。ただし、症状には個人差がありますので、平熱とあわせてご判断してください。

(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-1